

武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県営武道館の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1又は表2に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、表1又は表2に掲げる額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合にあっては、表4に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日

表1 アマチュアスポーツに使用する場合の施設の利用料金

区 分			貸切使用												区分使用	個人使用	
			土曜日及び休日						その他の日						1区分ごとに	1人4時間までごとに	
			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合				普通使用 （1回につき）	回数使用 （6回につき）
			8時から12時まで1時間までごとに	12時から17時まで1時間までごとに	17時から21時まで1時間までごとに	8時から12時まで1時間までごとに	12時から17時まで1時間までごとに	17時から21時まで1時間までごとに	8時から12時まで1時間までごとに	12時から17時まで1時間までごとに	17時から21時まで1時間までごとに	8時から12時まで1時間までごとに	12時から17時まで1時間までごとに	17時から21時まで1時間までごとに			
大道場	小学校児童、生徒及び学生	円 1,110	円 1,400	円 2,340	円 2,240	円 2,810	円 4,670	円 930	円 1,170	円 1,940	円 1,860	円 2,340	円 3,900	貸切使用の場合の利	円 140	円 700	
	一般	2,240	2,810	4,670	4,480	5,610	9,350	1,860	2,340	3,900	3,730	4,680	7,790	用料金	370	1,850	
柔道場及び剣道場	小学校児童、生徒及び学生	550	700	1,160	1,110	1,400	2,340	460	580	970	930	1,170	1,940	の額の50パーセント	140	700	
	一般	1,110	1,400	2,340	2,240	2,810	4,670	930	1,170	1,940	1,860	2,340	3,900	に相当	370	1,850	
弓道場	近小学校的児童、生徒及び学生	600	600	1,200	1,200	1,200	2,420	490	490	1,010	1,000	1,000	2,010	する額（その額に10円未満の端数が生じたとき	140	700	
		1,200	1,200	2,420	2,410	2,410	4,840	1,000	1,000	2,010	2,010	2,010	4,030	は、これを切り捨て	370	1,850	
	遠小学校的児童、	300	300	600	600	600	1,200	250	250	490	490	490	1,010		140	700	

	生徒 及び 学生													た額)		
	一般	600	600	1,200	1,200	1,200	2,420	490	490	1,010	1,000	1,000	2,010		370	1,850
相撲 場	小学校児 童、生徒 及び学生	240	240	490	480	480	1,010	200	200	410	400	400	830		140	700
	一般	480	480	1,010	970	970	2,010	400	400	830	810	810	1,670		370	1,850

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 アマチュアスポーツ以外の催しに使用する場合の施設の利用料金

区 分		貸切使用												区分使用
		土曜日及び休日						その他の日						1区分ごとに
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			
		8 時か ら 12 時 まで	12 時か ら 17 時 まで	17 時か ら 21 時 まで	8 時か ら 12 時 まで	12 時か ら 17 時 まで	17 時か ら 21 時 まで	8 時か ら 12 時 まで	12 時か ら 17 時 まで	17 時か ら 21 時 まで	8 時か ら 12 時 まで	12 時か ら 17 時 まで	17 時か ら 21 時 まで	
大道場		円 44,820	円 70,200	円 93,650	円 67,230	円 105,320	円 140,470	円 37,360	円 58,480	円 78,040	円 56,020	円 87,750	円 117,040	貸切使用の場合 の利用料金の額 の50パーセント に相当する額（ その額に10円未 満の端数が生じ たときは、これ を切り捨てた額 ）
柔道場及び 剣道場		22,410	35,090	46,810	33,610	52,650	70,230	18,660	29,250	39,030	28,010	43,890	58,520	
弓道 場	近的 場	12,070	15,140	24,220	24,180	30,260	48,430	10,070	12,610	20,180	20,130	25,200	40,370	
	遠的 場	6,050	7,570	12,090	12,070	15,140	24,220	5,020	6,300	10,100	10,070	12,610	20,180	
相撲場		5,010	6,070	10,090	10,060	12,090	20,170	4,180	5,030	8,390	8,360	10,100	16,810	

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 4 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表3 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位		利用料金	
				アマチュアスポーツ に使用する場合	その他の催しに使用 する場合
第 1 会議室		1 時間までごとに		円 710	円 1, 620
第 2 会議室		1 時間までごとに		290	680
第 3 会議室		1 時間までごとに		270	640
第 4 会議室		1 時間までごとに		270	640
ステージ		1 時間までごとに		310	960
トレーニング室	生徒及び学生	1 人につき	普通使用（1 回につき）	160	900
			回数使用（6 回につき）	800	
	一般	1 人につき	普通使用（1 回につき）	320	900
			回数使用（6 回につき）	1, 600	
放送設備（アリーナ）		1 式 1 時間までごとに		310	730
放送設備（その他）		1 式 1 時間までごとに		270	640
電光得点盤		1 式 1 時間までごとに		370	730
電光掲示板		1 式 1 時間までごとに		290	550
ピアノ		1 台 1 時間までごとに		580	1, 180
机		1 台 5 時間までごとに		30	80
椅子（1 人用）		1 脚 5 時間までごとに		20	50
防具		1 組 1 人 1 回ごとに		140	
バレーボール用具		1 式 1 時間までごとに		30	80
テニス用具		1 式 1 時間までごとに		50	100
ハンドボール用具		1 式 1 時間までごとに		50	100
バドミントン用具		1 式 1 時間までごとに		30	80
卓球用具		1 式 1 時間までごとに		80	160
レスリングマット		1 式 1 時間までごとに		200	420
テント		1 張 1 日までごとに		円 430	
ロッカー		1 回につき		100	
シャワー		1 回につき		100	
電気料及び暖房料		電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額			

表4 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに230円

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。